

令和2年(フ)第8号

## 決 定

山形市七日町1丁目2番30号  
債務者(破産者) 株式会社大沼  
代表者代表取締役 長澤 光洋

## 主 文

債務者株式会社大沼について破産手続を開始する。

## 理 由

一件記録によれば、債務者が支払不能の状態にあることが認められる。

よって、主文のとおり決定する。

なお、この決定に併せて、下記のとおり定める。

## 記

- 1 破産管財人 山形市相生町5番25号  
弁護士法人あかつき佐藤欣哉法律事務所  
弁護士 田中 暁  
同 山形市旅籠町3丁目3番42号山川ビル2階  
むかいだ法律事務所  
弁護士 向田 敏
- 2 財産状況報告集会・計算報告集会・破産手続廃止に関する意見聴取のための集会の各期日

令和2年6月18日午前11時

令和2年1月27日午後1時

山形地方裁判所民事部

裁判官 貝原信之

これは正本である。

令和2年1月27日

山形地方裁判所民事部

裁判所書記官 佐藤 英

